

平成30年11月定例会 県土整備委員会（付託）

平成30年12月12日（水）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

須見委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時11分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 平成31年度に向けた危機管理部の施策の基本方針について（資料1）
- 「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針（案）」概要について（資料2，2-1）
- 「徳島県地域防災計画」の修正案について（資料3）
- 「徳島県広域防災活動計画」の修正案について（資料4）
- 「徳島県動物愛護管理推進計画」の素案について（資料5，5-1）

朝日危機管理部長

5点、御報告申し上げます。

お手元に御配付の資料1を御覧ください。

平成31年度に向けた危機管理部の施策の基本方針についてでございます。

危機管理部におきましては、資料上段に記載しておりますとおり、三つの柱で施策を推進してまいります。

まずは、資料左側の大規模災害からの「創造的な復旧・復興」についてでございます。

復興プロセスの可視化といたしまして、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害から速やかな復興が実現できるよう事前復興の視点を盛り込んだ、徳島県復興指針を策定するとともに、地域継続推進協議会を通じた情報発信を強化してまいります。

次に、応援・受援体制の確立につきましては7月豪雨で初めて運用された、国の災害マネジメント総括支援員制度を踏まえ、災害対応の総合調整ができる実践力を持った人材を育成する、徳島県災害マネジメント総括支援員制度による体制整備を実施してまいります。また、大規模災害時の円滑な広域応援受入体制の整備や官民連携による受援体制訓練を行ってまいります。

資料上段に戻っていただきまして、中央左側の事前防災・減災の加速についてでございます。

今年度、計画の最終年を迎えます、徳島県国土強靱化地域計画について次期計画の策定、7月豪雨において県内でも発生した孤立化対策の加速に取り組んでまいります。また、昨年11月に運用が始まりました南海トラフ沿いの異常な現象へ適切に対応するため、今後、策定する県の方針を市町村へ浸透させてまいります。

次に、地域防災力の充実についてでございます。

救急消防体制の充実や消防広域化を推進するとともに、学生、女性等による機能別消防団員の拡大や少年消防クラブ交流会全国大会の開催などにより、地域防災力の底上げを図ってまいります。

資料上段中央右側に戻っていただきまして、消費者庁等と連携した新次元の消費者行政・消費者教育「徳島モデル」の実装についてでございます。

平成31年度は、徳島移転の方向性が示されることから、消費者庁等の徳島移転の受入れ準備を進めるとともに、新次元の消費者行政・消費者教育の拡大と定着に向けましては、これまでの取組成果を県民の皆様に実感いただけるよう消費者庁等と連携したモデルプロジェクトの浸透を図るとともに、県消費者情報センターや昨年度、県下全域に設置した市町村センターの相談体制の充実・強化に取り組んでまいります。さらに、成年年齢の引下げに加え、高齢化、独居化が進む中、消費者の利益を守るため、消費者自らが行動できる消費者市民社会の構築を促進してまいります。

資料上段右端の誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現についてでございます。

食の安全安心の実現につきましては、リスクコミュニケーション徳島モデルの全国展開や食品衛生管理の高度化に取り組んでまいります。

安全安心な生活環境の実現に向けましては、水道の持続的な供給体制を確保するための広域連携の加速や飲食業、ホテル・旅館業などの生活衛生関係営業施設への指導強化を図るとともに、交通死亡事故対策を推進してまいります。

最後に人と動物の共存社会の実現につきましては、野生鳥獣の適正管理の強化や譲渡交流拠点施設きずなの里を核とし、助けられる犬・猫の殺処分ゼロを推進してまいります。

資料2を御覧ください。

徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針（案）概要についてでございます。

1、趣旨に記載のとおり、徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針は、気象庁から発表される臨時情報を活用することにより、住民の事前避難などを行うことで被害を軽減させ、切迫する南海トラフ巨大地震からの死者ゼロを実現するため策定するものであります。

2、防災対応の考え方についてでございます。

（1）臨時情報発表時の住民行動といたしまして、まずは、全住民が警戒態勢をとり、次に南海トラフの東側でマグニチュード8クラスの地震が発生した場合を想定した半割れの場合は、条件により避難することとしております。

南海トラフ沿いでマグニチュード7クラスの地震が発生した場合を想定した一部割れなどの場合は、自主避難又は警戒態勢継続と考えております。

避難行動の考え方としましては、想定する災害は津波と地震の揺れによる土砂災害、家屋倒壊。避難レベルは避難すべきと避難が望ましいの2段階に設定。避難対象区域を北部・南部の津波浸水区域と津波浸水区域外の3区域に分類。避難対象者は県内全住民を自力避難困難者、自力避難可能な要配慮者、一般の方の3グループに分類。避難期間は1週間程度。住民への示し方は避難行動をタイムラインで整理することとしております。

ページ中段には、災害リスクごとの避難行動一覧を記載しております。

（２）臨時情報の理解促進や県・市町村における情報発信等について示すとともに、（３）避難環境の充実、（４）多様な訓練等の実施において避難所の環境向上や訓練の実施による避難行動の見直しについて具体的な内容を示しております。

最後に３、今後に向けてでございます。

市町村の防災対応として、国や県の対応方針や国が策定するガイドラインを基に検討を進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、資料２－１徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針（案）を御参照いただければと存じます。今後、議会での御論議を踏まえ、策定作業を進めてまいりたいと考えております。

資料３を御覧ください。

徳島県地域防災計画の修正案についてでございます。

１、地域防災計画につきましては、災害対策基本法に基づく本県の災害対策の基本となる計画であり、国が定める防災基本計画と整合を図り県防災会議で決定、県・国・市町村など防災関係機関が、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について、対処すべき事項を定めたものであります。

２、主な修正項目の（１）平成30年７月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえた施策・取組みに関する事項を御覧ください。

応援体制の整備として徳島県災害マネジメント総括支援員制度に基づく体制整備を、応援体制の整備として、体制や役割分担、具体的な活動拠点をあらかじめ取り決めておくなど実効性の確保を、また、ページ中段の災害時の情報提供として、自主防災組織や県民等に分かりやすく十分伝わるよう工夫をこらした情報の提供などを明記いたしました。

ページ下段の大規模停電時への備えとして、あらゆる機会をとらえた普及・啓発や非常用電源の確保等、業務の継続に向けた取組を明記いたしました。

裏面を御覧ください。

避難対策として、平成29年度に策定した広域避難ガイドラインに基づく広域避難を明記いたしました。

（２）防災基本計画の修正に伴う事項では、国の修正事項を反映し、水防法の改正や昨年７月福岡県と大分県で甚大な被害が発生した九州北部豪雨を踏まえた対策について明記いたしました。

以上の修正につきましては今議会での御論議を踏まえ、内容の見直しを行い、来年１月開催予定の徳島県防災会議に諮る予定でございます。

資料４を御覧ください。

徳島県広域防災活動計画の修正案についてを御覧ください。

１、徳島県広域防災活動計画につきましては、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震発生時に、国は本県に、県外の自衛隊・警察・消防等の各部隊や医療や物資等の支援を投入しますが、この活動が迅速かつ効果的に実施できるよう進出拠点やルートなど受入れに必要な事項等を定めるものでございます。

２、主な修正項目の西部防災館別館完成に伴う修正事項を御覧ください。

去る12月８日に西部防災館別館が完成したことを受け、物資調達に係る計画として西部防災館別館を広域物資輸送拠点に、緊急輸送ルートに係る計画として西部防災館別館への

アクセス道路を緊急輸送ルートにそれぞれ追加するものであります。

以上の修正につきましては今議会での御論議を踏まえ内容の見直しを行い、来年1月開催予定の徳島県防災会議に諮る予定でございます。

資料5を御覧ください。

徳島県動物愛護管理推進計画の素案についてでございます。

1、趣旨に記載のとおり、徳島県動物愛護管理推進計画は、動物の愛護及び管理に関する施策の基本的方向性及び手段等を取りまとめたものでございます。

2、計画期間につきましては2019年度から2028年度までの10年間としております。

3、施策の展開の（1）基本的方向性についてでございます。人と動物が共に暮らせる、うるおいと喜びのある地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、施策1、動物の適正飼養の啓発と徹底といたしましては、飼い主責任の徹底、飼い主のいない猫対策の推進などを実施してまいりたいと考えております。

施策2、助けられる犬・猫の殺処分ゼロに向けての取組についてでございます。譲渡交流拠点施設きずなの里を活用した譲渡促進やボランティア団体のネットワークを活用した譲渡会開催などにより、2028年度の目標として助けられる犬・猫の殺処分ゼロや県内で販売・譲渡される犬・猫のマイクロチップ装着率100%を目指してまいりたいと考えております。

施策3、災害対策をはじめとする危機管理への対応といたしましては、災害時のペット対策、狂犬病やSFTSなどの人と動物の共通感染症対策を実施してまいりたいと考えております。

施策4、事業者等による動物の適正な取扱いの推進につきましては、動物取扱業者の法令遵守と責任の徹底を図るとともに、施策5、多様な活動主体との連携、協働の推進といたしまして、きずなの里を活用し、動物愛護推進員やボランティア等の人材育成により、2028年度のボランティア登録数320名を目指してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、資料5－1 徳島県動物愛護管理推進計画（素案）を御参照いただければと存じます。

今後、県議会での御論議をはじめ、パブリックコメントを経て、今年度中の策定に向け作業を進めてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

須見委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岩丸委員

事前委員会の際にお配りを頂いた、徳島県水道ビジョンについて何点かお聞きをしたいと思っております。

特に私自身の思いとして、将来的な水道は非常にいろいろな意味で不安というか心配を

しているところをごさいますて、これを拝見しますと、おいしい水をいつでもどこでもいつまでもというような観点から持続可能な開発目標、SDGsの一つとして強靱な国土と質の高いインフラの整備を推進すること。これを踏まえて本県の水道事業の課題を明らかにした上で、50年後、100年後の将来を見据え、水道事業の将来の在り方を設定して、県民の皆様に安全安心な水を供給し続けられる水道の事業基盤の確立を目指すというようなこと。また、対象地域が県内全域ということもこの徳島県水道ビジョンの中に入っておりまして、同時に目標として安全な水道、強靱な水道、持続する水道ということも書かれているわけですが、全般的にもう少し具体的に、詳しく御説明いただいたらと思います。

久米安全衛生課長

徳島県水道ビジョンについての御質問でございます。

今回取りまとめました、徳島県水道ビジョン素案におきましては、安全・強靱・持続の観点で県内水道事業の抱える課題を整理いたしまして、あるべき姿を設定し、その実現方策を提案してございます。

まず1点目の、本県の水道は全県的に良好な水源に恵まれまして、水質管理は適切に行われてございます。その一方で、水質管理の水質水準の高度化については未対応といった課題に関しまして、あるべき姿として、安心しておいしく飲める安全な水道を掲げさせていただいてございます。水源から給水栓に至るまで、水道に存在する危害を抽出、特定いたしまして、それらを継続的に監視、制御、モニタリングすることによりまして、水安全計画の策定を推進することなどを実現方策の一つとして挙げてございます。

2点目でございます。基幹管路、取水から浄水場そして配水池に至る大きな管路、基幹管路や浄水場配水池の耐震化の率が低くございます。近年の土砂災害、浸水災害、大規模停電などの災害リスクに対しての対応が十分とは言えない現状がございます。そういった課題に対し、事前復興に資する強靱な水道を掲げまして、事前復興の概念を導入いたしまして、土砂災害特別警戒区域や浸水地域にある水源池、浄水池、配水池などの基幹的な施設、それから病院、避難所等の重要給水施設への配水ルートなどを優先的に整備を推進していくこととしてございます。

次に、3点目は、上水道ではおおむね経営環境は健全でございますが、管路の更新率が低く老朽化が進行してございます。必要な更新投資ができていないという恐れがございます。特に簡易水道につきましては多くの事業者で単年度赤字の体質でございまして、一般会計などからの繰入れに依存している傾向がございます。これらを踏まえまして、それぞれの事業者単独での取組には限界があるということも見えてまいりました。そういった課題に対しまして、健全で安定した事業経営が持続する水道を掲げまして、中長期的な経営基本計画である経営戦略の策定や適正な規模による施設の再構築や再配置といった健全な経営基盤を構築すること、それから広域連携による技術基盤及び経営基盤の強化を推進することとしてございます。

こういった内容で、今後とも岩丸委員がおっしゃったように、おいしい水をいつでもどこでもいつまでも県民の皆様に届けられますよう、安全・強靱で持続する水道の実現に向け、市町村や水道関係事業者の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えてございます。

岩丸委員

御説明を頂いた中で、広域連携の推進というお話もあったのですが、先般、改正水道法が成立しまして、その中で柱の一つが、都道府県による広域連携の推進ということであり、現在もそういった広域連携に向けていろいろ検討されているようですが、これについて現状はどうなっているのか。特に徳島市内とか、そういった所についてはある程度やりやすいと思うのですが、いわゆる私が住んでおりますような5,000人以下の所の簡易水道、そういった所は非常に将来的に厳しいし、今、水道管のやり替えもやってみないんですが、今の県の広域連携の推進についての考え方というか現状について少し御説明いただけたらと思います。

久米安全衛生課長

徳島県水道ビジョンあるいは改正水道法におきます広域連携、広域化についての御質問でございます。

岩丸委員御指摘のように、県内の水道事業者は簡易水道を含め、小規模な事業者が非常に多くございます。その中で、人口減少に伴う給水人口の減少、それから料金収入の減少、水道施設の更新を控え、耐震化や先ほど申しました土砂災害、停電対策など様々な対策をこれからしていかなければなりません。その中で、単独での事業者での取組はそれぞれ限界があるということで、将来にわたって安全安心な水を供給するために市町村の枠を超えた事業者間での取組、広域連携が必要になると考えてございます。

その広域化が非常に一つの方策として有効であり、施設の維持管理の経費、それから更新費用の削減など運営の効率化も可能になると考えてございます。また、国の広域化交付金の有効活用や人材共有による技術力の確保、それから、危機管理体制の強化など財政面、技術面の基盤強化が期待できます。そこで、県が推進役となって広域化を推進する必要があると考えてございます。

広域化の形態につきましては先ほどお話にありましたように、各市町村によりその経営規模や地理的条件に差異がございます。一方で、全ての市町村で水源を持っているということで、自己完結型の水道事業者になってございます。それから、人材とか技術力などを最大限に活用することを念頭に置きまして、地域にとって何が一番いいのか、地域の実情、課題に応じて検討を進める必要があると考えてございます。

つきましては、市町村と十分に協議しながら将来の水道事業の在り方を広域的な視点で考えまして、多様な形態の広域連携を段階的に検討する発展的広域化と申しますが、そういった形で運営基盤の強化を推進したいと考えてございます。

また、国の広域化交付金、これを活用いたしまして、経営の一体化についても推進していく方向でございまして、先ほど申しましたように水道用水の供給需要がなく、それぞれで独自の水源を確保しているという本県の特色も踏まえまして、水平経営統合を促進してまいりたいと考えてございます。

岩丸委員

将来的に経営の一体化も含めて検討していくということでございます。非常に重要なライフラインの一つでございますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、先ほど言いました、改正水道法の中でコンセッション方式というのが、もう一つの柱みたいに報道もされているところがございますが、このコンセッション方式について、県としてはどのようにお考えになっておられますか。

久米安全衛生課長

改正水道法に新たに導入されました、コンセッション方式についての御質問でございます。

水道事業のように、収入のある公共施設の事業の運営につきましては国や自治体が直接運営するため安定性があるということの一方で、非効率な運営になることもあるという指摘もございます。今回の改正水道法によりまして、先ほど申しました水道事業の広域連携とともに、官民連携をもう一つの柱として改正がなされてございます。

この中には、多様な官民連携の選択肢を広げる観点から、岩丸委員御指摘の公共施設等運営権方式、いわゆるコンセッション方式を盛り込んでございます。官民連携の一つでございますコンセッション方式ですが、安全安心な水を将来にわたって維持し、持続的な供給体制を確保するため、民間の技術や経営ノウハウを活用し運営基盤の強化を図るための一方策であると考えてございます。

県といたしましては、徳島県水道ビジョンにおきましても記載してございますが、本県の水道事業者のニーズや現状に合わせ、効果的な官民連携を推進することを掲げてございます。官民連携には、今言うコンセッション方式もございますが、メーターの検針や料金の共同徴収、水質検査の共同化や業務委託、それから、今言いましたコンセッション方式、様々な形態がございます。水道事業者の官民連携の導入は、各事業者の皆様がその能力や経営規模などによりまして、適正な形態を検討することを考えてございます。

岩丸委員

今のは県の考え方なんですけど、コンセッション方式というのはメリット、デメリットがあるだろうと思うのですが、デメリットのほうは思い浮かぶところがたくさんあるのですが、逆にメリットについてはどうでしょう。

久米安全衛生課長

コンセッション方式のメリットについての御質問でございます。

一部繰り返しになりますが、経営基盤の強化を図るための一つの方策として、民間事業者の技術や経営ノウハウを活用できる、それから雇用の創出につながるといったメリットがあると考えてございます。

岩丸委員

特にその方式が採用されたということになりますと、災害時は民間で対応が可能なんですか。

久米安全衛生課長

コンセッション方式を採用された場合の災害時の対応についての御質問でございます。

P F I法によりますと、コンセッション事業者と水道事業者である地方公共団体が、コンセッションの契約時に災害時の非常時における当面の事業継続のための措置など、いろいろな取組をすることとされています。また、コンセッションの許可権者であります厚生労働大臣、これは水道法になりますが、その措置を確認した上で運営権の設定を水道法で許可を与えることになってございます。つまり、コンセッションにつきましては、P F I法と水道法の両方あるいは、その事前のチェックがなされるという二重のチェックがなされるということになってございまして、例えば、岩丸委員御指摘の大規模災害によりまして、コンセッション事業の継続が一時的に困難になった場合でも、市町村が事業主体となってございますので、導入前と同様に他からの事業者等の応援や受援が可能となってございます。

岩丸委員

そういう契約できちんとやるだろうとは思いますが、一番心配されるのは、水道料金のことではないかなと思うのですが、民間の事業者がした場合、いろいろお聞きしますと、ほとんどが今の時点で赤字ということで、いわゆるコンセッション方式で民間事業者が運営しだしたら、水道料金というのは上がるのではないかと思うのですが、これについてはどうでしょうか。

久米安全衛生課長

コンセッション方式によります様々な懸念という観点の中で、特に料金ということの御質問かと存じます。

先ほど来申しておりますように、水道事業は公共団体が経営してございます。公共団体である水道事業者がP F I法に基づき公募する場合に、まずコンセッション事業者の業務の範囲やサービスの水準、それから料金の枠組みなどを条例であらかじめ定めて公募に入ります。

その水道事業者が、公募条件を満たしたコンセッション事業者に運営権を設定しようとする場合は、先ほど申しましたように、改正水道法により厚生労働大臣に許可申請を行うことになって、水道料金が適正な原価に照らし、公正妥当なものであり、定率又は定額をもって明確に定めているかなど審査することになってございます。厚生労働大臣が審査して妥当だと判断した場合に初めて運営権の設定の許可が下りることになります。

それから、コンセッションの事業開始後でございますが、先ほど申しましたがP F I法に基づきまして、コンセッション事業者に対して、水道事業者がモニタリング調査をすることになってございます。これは業務や経営の状況などは報告の提出を求めること、それから実地調査、必要な指示、法に違反した場合にはこれ運営権は取消しまでできることになってございます。

更に改正水道法でございますが、許可権者である国等が水道事業者や運営権者に対して報告状況を求める立入検査ができる、二重三重のチェック体制が水道法とP F I法によってなされるということになってございまして、この場合も最悪、水道事業者に対して運営権の取消しを求めることができることになってございますので、料金の高騰も含めましてサービスの低下やいろいろな懸念がございまして、この法体系の中では適正になされると

いうことになってございます。

岩丸委員

二重三重に掛かっているみたいですが、非常に経営的にも難しいと思うのですが、もしそういった経営が破綻ということになった場合はどうなるのでしょうか。

久米安全衛生課長

コンセッション方式の経営が破綻した場合の御質問でございます。

先ほど来申してますように、PFI法に基づきまして、水道事業者である公共団体がコンセッション事業者の業務内容を実地調査で、定期的にモニタリングするような設定になってございます。

経営が破綻する前、経営難に陥る前に対処するという仕組みになっているということが1点。それから、繰り返しになりますが運営権許可権者であります厚生労働大臣も、その水道事業者が行うモニタリング体制が適正かどうか確認した上で運営権の設定の許可をすることになりまして、厚生労働大臣がコンセッション事業者の事業継続が困難となった事態をあらかじめ想定して、迅速に事業継続ができるよう、対応法についても許可申請に際して確認するようになってございますので、そういったことがならない仕組みになってございます。

岩丸委員

報道では、海外でコンセッション方式により民間が経営していて料金も上がる、いろいろそういうことで、国や公共団体に経営をまた元に戻したという例も出ていところでございます。本当にこれからのいろいろなことを検討してコンセッション方式を導入することも検討はされるだろうとは思いますが、我々みたいな中山間地域のことも考えておれば、これは難しいのではないかとも思うのですが、どういった御見解でしょうか。

久米安全衛生課長

コンセッション方式が、小規模な水道事業者に対して適用されるのかといったような御質問かと存じます。

岩丸委員御指摘のように、海外において一度民営化したものをもう一度公営化するといった問題が何点か御指摘されてございます。こうしたことにつきましても、この問題に対応した仕組みを今回の改正水道法の中で盛り込むということになってございまして、こうした弊害を抑制し、メリットが発揮できる仕組みになっていると私はお伺いしています。

最終的に、いろいろな御意見があろうかと思いますが、やはり民間事業者が入ってくる以上、ある程度の利益が見込める規模でないとその民間事業者が参入しないのではないかと御意見もあります。そのあたりは日本で今検討しているのが宮城県でありますとか浜松市、浜松市で人口が79万8,000人、それから宮城県で人口が230万人といったようなやはり大きな都市で検討がなされていることもございますので、そういった所で参入していくのかなという感じがしてございます。

ただ、先ほど申しましたように、コンセッション方式を導入するかどうか最終的には、水道事業者や自治体はその規模や経営状況を勘案しながら判断されるものと考えてございます。

岩丸委員

余りよく分からないのですが、冒頭申し上げたように水道に関して非常に将来的な不安ということをお申しましたが、私の所が、町の簡易水道と2キロメートル少々離れた、いわゆる小さな40戸くらいの集落なんです。80人前後くらいの所で水道の組合を作って、ポンプを打ち込んでタンクまで給水して、そして大方30何戸に供給している。そういう所で1、2年前に断水をしかかったことがあって、いわゆる管理から水道の検針や料金徴収というのもその小さな集落でやっているわけなんです。それができて約30年近くなるということで相当どこやかしにも痛みが出ており、そこで今の高齢化していく中で、本当に将来的に水道が継続していけるのか、元々山の水を引いたりしてましたので、またその時代に戻らな仕方ないとか、非常に皆心配をしているところでございますが、この水道ビジョンを見ていましたら、県全域でそういった水道については考えてくれるということが出ておりました。そういった小さな水道のいわゆる簡易水道よりもまだ小さい所、町で確認しましたら個人でしているとか、4、5件でしている所も大分あるみたいなので、そういった所も捨てないというか、皆一緒に将来的な水道のことについては安心してもらえるよう、今後の展開を是非お願いしたいと思い、質問を終わります。

長尾委員

改正水道法に関して、岩丸委員からコンセッション方式についての質問等がございました。関連してお聞きをしますが、今の御説明でかなり理解できたところでございまして、実際やるとしても浜松市や宮城県、そういった大きな所だということではあります。念のために徳島県内で24市町村あって、市町村によるということだが、24市町村中で今回の改正水道法ないしはコンセッション方式について、県内で一番大きな徳島市だが、そういったニーズみたいなものは現時点であるのか。また民間の参入についてもそういった動きはしているのか。さらには県内で今後、少子高齢化が進んで水道事業の負担やそういった問題もある中で、県内の水道事業がどういう課題があってどういう方向に向かっていくのか。岩丸委員からも少し関連した話があったが、そういったことについて県の見解をお聞きしたいと思います。

久米安全衛生課長

コンセッション方式の県内の導入の動き、それから今後の県の水道事業の方向性についての御質問を頂戴いたしました。

まず、コンセッション方式でございますが、現在、徳島県内でコンセッション方式を導入しよう、あるいはそういった検討がなされているということは私も伺ってございません。12月8日の朝日新聞の徳島版でございますが、今、長尾委員御指摘のように一番大きな徳島市ということで徳島市の担当者のコメントが載っております。それは検針や水道料金の徴収を包括して委託する計画はございますが、水道事業全体で民間委託することは

検討してないというコメントが載ってございます。徳島市がそういうお考えのようでございますので、今のところないと考えてございます。

それから、今後の徳島県の水道事業の方向性でございますが、先ほどの一部広域化や水道ビジョンの内容と重なりますが、再度御説明させていただきます。問題点としましては給水人口の減少による料金収入の減、それからやはり管路や施設の更新需要。県内の水道事業は、高度成長期に整備したものが多く、40年、50年経過して老朽化が進んでございます。その中で管路の更新率は0.52%という非常に更新率も低いという現状がございます。その中で大規模災害でありますとか、停電対策、浸水災害対策について対応していかなければならないということで、一つの水道事業者でなかなか成り立っていかないのかなと、そこでスケールメリットが生かせる広域化ということを考えていただきたいと思います。

それから水道事業は、その料金で運営を賄うということで、運営から管路の更新全て水道料金で賄うのが基本原則でございます。その中で十分な施設投資ができてないということは、水道料金も適正に設定していかなければならないという課題があると考えてございます。

そういったところも含め、持続して安全安心な水を供給していくという中で、一つの方策として広域連携という方向性で進めていきたいと県は考えてございます。

長尾委員

介護保険やいろいろな健康保険制度も、広域化みたいなものがあるが、そういう中で県の役割というのは今後どういう役割が求められるのか。単なる広域の調整役を市町村とやるのか、県からいわゆる財政的な問題等についても今後、検討することになっていくと思っているのかどうか。

久米安全衛生課長

改正水道法の中で、県の役割、国の役割、市町村の役割というのはここに規定されてございます。まず、国は方針を策定して、それに基づいて県が水道基盤強化計画を策定していく。それから水道事業者はそれに協力していくという役割になってございます。

これから県がどういうことを担っていくのかということでございますが、現在、広域連携、広域化につきましては市町村とともに水道事業のあり方研究会を設置しまして、これまで5回開催してございます。

その中で、水道事業がこれからどうあるべきか、広域連携でどういった連携ができるのかということを考えてございまして、それも含めまして水道ビジョンに県内、東部、南部、西部3ブロックに分けて、地域によって何が一番いいのか、どういった広域連携ができるのか検討していったらどうかと提案をさせていただいてございます。

このように水道ビジョンで、その方向性を示すとともに、そういった協議の場を県が設定し、その旗振り役となって広域連携を推進していきたいと考えてございます。

長尾委員

水、電気、ガスと言えば生活上のインフラとしては非常に大事でございます。阪神大震災や東日本大震災、様々な災害が日本は今後も起こり得るわけでありまして、そういう中

で水については、今議論されたように非常に大事なので検討していくが、多様化、地域の特徴もあるという説明で、また一つ井戸ですね。先ほど、岩丸委員から何人、何世帯かということもあったが、これは全部、地形や地質によって違うが、少なくとも電気が止まり、水道管が破損されたりしたら、避難所、学校の体育館とかそういった所で、もちろん自衛隊などが公的な支援が何日か後にあるわけだが、いわゆるリスクの分散ということを考えたら各世帯は難しいが、少なくとも避難所である小中学校の中には、私は井戸というのは必要ではないかと前から思っているわけでありまして。この井戸については水の確保という面ではどのような見解を持っておられますか。

久米安全衛生課長

災害時の水の確保、特に飲用井戸についての御質問かと存じます。

災害時の飲料水、生活用水の確保でございますが、委員も御存じのように、水道白書に書いてございますが、南海トラフ発災直後には92%が断水、その間どうやって水を確保していくかということで、まずは、現時点で6市4町の水道事業者において、緊急用貯水槽を地域の広域避難所等に整備されてございます。徳島市で3か所、鳴門市で言うと2か所、小松島市で1か所などです。

それから、それぞれ耐震能力を持った、L2地震動にも対応した配水池などにそれぞれ徳島市などに貯水されてる水が相当数ございます。そういったものを避難所に運搬するということが基本的に考えられます。

一方、その飲用水の供給、飲用井戸でございますが、これは一つの取組として私もお聞きしているのは、小松島市では災害時に備えて飲用井戸の連携体制というのを確保されているとお聞きしてございます。

長尾委員

今、小松島市のお話もございましたが、今後、関係者による会議が行われていく、そういう中で、是非、県としてはいろいろな情報というものをしっかりと提供して、県下どの地域においても住民の方が安心して生活できるような、そういう体制を構築していただきたいということを強く要請をしておきたいと思っております。

須見委員長

午食のため休憩いたします。（11時57分）

須見委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、関連で質疑をどうぞ。

山田委員

私も水道ビジョンの件で、9月付託委員会に続いて質問いたしますのでよろしくお願ひします。

今回の水道法改正は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り生活環境の改善に寄与する

と、この水道法第1条の目的を損なう危惧が極めて高いと私自身は思っています。

例えば、新潟県議会、住民の福祉とかけ離れた施策であるということで10月12日、最大会派の自民党も含めて、この改正について反対する意見書が採択されています。そういうことで、先ほど来話もありました、県内の状況について徳島市の状況が出されましたが、県内でもこの水道事業連携、温度差があると書かれています。その状況を教えていただきたいのと、この中で県は総務省から通知を受けて、3自治体は老朽化や更新時期のシミュレーションが手付かずという状況も書かれています。こういうことを少し具体的に御報告いただけますか。

久米安全衛生課長

水道ビジョンにおけます、その広域化等の取組に関して市町村において温度差があるということは、先日8日の朝日新聞の記事を御参考に御指摘されてると考えてございます。

確かに市町村によって、先ほど来、回答させていただいてございますが、その広域化についての取組は、それぞれ人口減少の給水人口といいますか、料金の収入や施設の更新事情でありますとか、いろいろな課題を各水道事業体は抱えてございます。こういった中で、経営規模は先ほどからお話がございますように、その簡易水道から上水道に至るまでありますし、それも、人口によってそれぞれ市町村によって差はあり、それから水道料金もそれぞれで、それから地理的条件、山であったり平地であったりというような差異がございます。この中でそれぞれにおいて、その広域化に関する考え方というのもこれまでいろいろな話をお伺いしてはいますが、その差があるということは、私どもも認識してございます。こういったことも含めまして、地域の実状に応じて何が一番良いのかをこれから3ブロックの中で議論していったらどうかと私たちとしては提案するところでございます。

3自治体においてというのも、その報道のことでございますが、今その水道ビジョンにございますように、その現状で経営分析でありますとか、それからアセットマネジメントがなされている等いろいろありますが、アセットマネジメント、資産管理では県内19上水道の中で83%ぐらいということで、こういった取組が、それぞれ市町村によってまちまちであるということを私も認識してございます。

山田委員

朝日新聞の報道で3自治体は、老朽化や更新時期のシミュレーションが手付かずという報道がされたが、これはどういう実態かと聞いているわけです。

須見委員長

小休します。（13時07分）

須見委員長

再開します。（13時07分）

久米安全衛生課長

アセットマネジメントをしてない3自治体がどこかということについては、その報道の中では、私としても承知してございません。ただ、今回の水道ビジョンの中で19上水道の中で83.4%の自治体がアセットマネジメントを既に終了している。今後、ほかの3自治体についてもやっていくということを私ども確認してございます。

山田委員

3自治体について名前は言えませんということでした。

そこで、水道ビジョンについても基本的に見ていきたいのですが、この素案はいつ頃、誰が検討してどれぐらいの金額で検討されたのかということについてお伺いします。

須見委員長

小休します。（13時08分）

須見委員長

再開します。（13時08分）

久米安全衛生課長

水道ビジョン策定の経緯についての御質問と考えてございます。

策定にあたりましては、5月に徳島県水道ビジョン検討委員会を立ち上げました。各水道事業者の現状、課題、分析、評価等を踏まえまして、地域の実状にあった広域連携の在り方や水道施設の強靱化ということで、これまで4回の水道ビジョン検討会を開催してございます。

山田委員

だからその検討委員会というが、この資料等の作成も当然コンサルタント等も入ってると思うので、そういうことを含めて一体どれぐらいの金額で検討されてきたのかということについてお答えください。

久米安全衛生課長

水道ビジョン策定に関します予算の件でございますが、昨年度、今年度合わせ1,400万円の予算を計上してございます。

山田委員

1,400万円の予算でこれが検討されたと、検討委員会で。当然コンサルタントでされたということで、その中身についても数点聞いていきたいのですが、この県の水道ビジョンの中で、水道の現況で上水道、簡易水道そして専用水道があつて、これも人口規模による。岩丸委員からも出ましたが、端的にそこらへんの状況について御報告を頂きたいのと、本県の普及率は全国平均97.9%を下回る96.9%になつてるといふ状況ですが、残りの3.1%の状況も合わせて御報告いただけますか。

久米安全衛生課長

水道普及率と合わせまして水道の種別についての御質問でございます。

水道の種別でございますが、その規模，計画給水人口によりまして大きく上水道，簡易水道，専用水道等に分かれてございます。

まず，上水道でございますが，現在徳島県内19事業体ということで，これは5,001人以上の計画給水人口がある事業体が上水道に分類されます。簡易水道でございますが，平成29年度末で49施設ございます。これは，101人から5,000人までの計画給水人口のものを簡易水道と言ってございます。それから専用水道というのがございます。これは大きな会社や病院等の自家用水道でございます。給水人口101人以上で1日最大20トン以上給水するものを専用水道。それからその他に貯水槽水道ですとか，飲料水供給施設というのがございます。これら合わせまして行政人口の内96.9%になります給水人口の割合でございます。

山田委員

水道普及率も答弁してほしいのですが，残り3.1%はどういう状況になっているのか。合わせて11ページの給水量の推移というのがあります。1日給水量が最大約34万立方メートル，それが2016年に32万立方メートルに下がっている。これは，当然人口減等となっているわけですが，しかし，平均1日の給水量は23万立方メートルから27万立方メートルに上がっているがこれはなぜか。1人1日給水量で1980年度最大535リットルが2016年度490リットルに下がっているが，平均の1日給水量は365リットルから416リットルに上がっている，更に簡易水道は最大も平均も下がっているのに1人1日給水量は大幅に上がっているという状況になってますが，これについて御説明いただけますか。

久米安全衛生課長

先ほど御質問がありました水道普及率でございます。

96.9%の残り3.1%でございますが，これは人口で言いますと2万2,000人程度で，市町村や組合が運営する飲料水供給施設や小規模集落，先ほど岩丸委員からお話がありましたそうした運営する飲料施設でございます。

それから水道ビジョン11ページ，給水量の実績についての質問でございます。

上水道，簡易水道につきましてその最大給水量が減っているのに平均給水量は増えているのではないかとといったような御質問でございますが，これ10ページを御覧いただきたいと存じます。水道ビジョン10ページを御覧いただきますと，これをグラフ化したものがございます。これで御覧いただきますとお分かりかと思いますが，昭和55年からその人口の増といった観点から給水量，1日最大平均給水量も増えていった。それが平成7年や平成12年をピークに，それぞれ多少の増減はあるものの減少傾向にある。これは給水人口が減って，それに伴って平均給水がトレンドとしては，そういった形になっている。それぞれの年で増減はあるもののトレンドとしては，その平成7年，平成12年をピークにそれぞれ下がっていると分析してございます。

山田委員

それについては良としましょう。次ですね、15ページの管種別延長で石綿セメント管があると安全性の面でいかななものかと思うのですが、これと上水道の鉛水道管、鉛製が占める割合が本県全国より少ないとはいえます。これも安全性に係る問題なので、現在がどういう状況でこの問題は解消についてのめどは立っているのかという点についてもお答えください。

久米安全衛生課長

管の性質についての御質問でございます。

水道の石綿セメント管でございますが、山田委員御指摘の健康被害はないのか、あと本県における石綿セメント管の更新事業の進捗等はどうなっているかという御質問でございます。

まず石綿セメント管を介した水道水による健康影響についてでございます。これは国の見解でございますが、アスベストにつきましては呼吸器からの吸入に比べ、経口摂取に伴う毒性は極めて小さいこと、水道水中のアスベストの残存量が問題となるレベルでないこと等により水質基準の設定を行わないこととしている。また、WHO世界保健機構が策定、公表してございます飲料水ガイドラインにおきましても、飲料水中のアスベストについては健康影響の観点からガイドライン値を定める必要はないとしてございます。このように石綿セメント管を通してまいります水道水につきましては健康の影響はほとんどないというのがこれまでの見解でございます。

一方、石綿セメント管につきましては、これ耐震管となつてございませぬ。ということで更新を急ぐ必要はあると私どもも考えてございます。このため市町村におきましては石綿セメント管の敷設替えを進めてございまして、県内の上水道の管路延長の内、石綿セメント管の占める割合は、平成10年度末に7.6%であったのに対しまして平成28年度までは0.4%、20.4キロメートルでございます。前年度減少は1.57キロメートルで着実に減少しているところでございます。私どもといたしましては引き続き、水道施設の耐震管に掛かるため石綿セメント管の敷設替えは早期に完了できますよう、市町村に対して助言指導してまいりたいと考えてございます。

それから鉛管につきましても、健康影響の御懸念があるということでございます。鉛製給水管でございますが、これは配水管ではなく給水管ということで個人の資産になってございます。元々鉛ということでさびが発生せず、柔軟性がありまして、加工修繕がしやすいということで、1980年代後半までは非常に使われてございました。

ただ鉛につきましては蓄積するという知見がございまして、水道水が鉛製給水管の中に長時間滞留いたしますと水質基準を超える鉛が溶け出すことがありますことから、平成15年に水質基準が0.05mg/L以下から0.01mg/L以下に改正されてございまして、県でも市町村に対して敷設替えを要請してまいりました。平成28年末上水道におきます鉛製給水管の残存状況ですが、徳島市で公道部、宅地部、市道と合わせまして、1万3,371メートル。鳴門市で357件ですが、延長は不明でございます。ほかの市町村につきましては使用実績がないか、敷設替えが完了している状況でございます。残存します鉛製給水管、これは繰り返しますが個人資産でございます。水道本管から宅地への引込み管がございまして、原則として敷設工事外に掛かる費用は宅地等の所有者が負担して、なかなか敷設替え

が進まない原因になってございます。なお今年6月に徳島大学が水道水の鉛濃度測定において集められた20検体について検査しましたところ、いずれも基準値以下だったと聞いてございます。県では引き続きできるだけ早期に敷設替えできるように市町村に対して要請してまいりたいと考えてございます。

山田委員

是非ともこれは安全に係ることですから、1日も早く市町と連携を取ってやっていただきたいと思えます。

次に先ほども井戸のことは少し出ました。災害時の危機管理体制で本県の自己保有水源率94.7%ということで、これ全国平均70.9%ですからはるかに高い。非常にそういう面では豊かな水をとという状況になってるわけですが、今回の改正水道法の中でもこの水道水源、自己水源がいわゆるコンセッション、また広域化によって縮小されて結果的に災害時に様々な弊害が出てくるのではないかとテレビでも言われています。自己水源を放棄することは本県では基本的には考えられないということではないでしょうか。

久米安全衛生課長

自己水源保有率に関しまして、各事業者が自己水源を保有しているという状況の中で今後、コンセッションあるいは広域化の中で、これがどう担保されていくのかという御質問でございます。

本県は、用水供給事業者がない、つまり各水道事業者が自己で各水源を保有している全国でもまれな県でございます。これは、非常にそれぞれが自己完結型でやられているということは、豊富な水があって水がきれいで水源がそれぞれ確保されているという特徴でございます。これがコンセッション等によってなくなるのではないかとございますが、まず水道ビジョンに示してございますように、この各市町村が保有してあります自己水源、これが県の特徴である、きれいな豊富な水をたくさん持っている、それぞれで水源確保できている、逆にそれは用水供給事業者がないからでございますが、災害時においても、それぞれが自己の水源を保有してそれぞれで対応できる。またそれを各市町村で連絡管などでつなぐことによって、リダンダンシーの確保が図られるという観点で水道ビジョンを策定してございますし、広域化に関しましても、各市町村で水源を保有しているという状況を踏まえまして、水平経営統合ということを出してございますので、各市町村それぞれ事業者が持っている水源が広域化などでなくなるということは、考えてございません。

山田委員

自己水源は放棄をしない方向で理解してありますので、コンセッションでなくても広域化によってということも心配されてますので、是非ともそこは配慮しながら、徳島県の特長をしっかりと生かしてやってほしいと思えます。個々にいろいろ聞きたい点はまだありますが、時間の関係で総論部分にまた戻りたいと思えます。

9月の付託委員会の際に久米安全衛生課長から、広域化それから官民連携だけが水道基盤の強化、経営基盤の強化を維持するとは考えていない、こういう答弁をされておしま

した。これは広域化，官民連携だけではないと私は受け取ったのですが，別の道があるとお考えなのかどうかという点についてお伺いします。

久米安全衛生課長

私が9月の付託委員会で発言いたしました広域化，官民連携だけが水道基盤の経営強化につながるものではないという発言についての御質問でございます。

今回の改正水道法におきましても，改正の趣旨は水道の基盤強化でございます。その中で手法として広域連携の推進，それからコンセッションなどを含めました官民連携の推進というのは大きな柱の二つになってございますが，それとは別に，それぞれ適切な資産管理の計画，つまり先ほど山田委員から御指摘ございましたアセットマネジメントを実施して，更新費用を含む収支見通しも策定して，市町村が独自にそういった長期的な観点で水道施設の計画的な更新を行うこと，それから施設台帳を作成するという事も合わせてこの水道法の改正の中には書いてございますので，水道基盤の強化という中ではこういった点もございます。それからそもそも水道基盤を強化するためには，それぞれの各市町村が先ほど申しましたように，適正な水道料金を設定して自己で運営できるようにしていかなければいけない。それぞれ水道事業者が，それぞれ個々に考えて自己診断し，これから50年100年を見据えながらどうやっていけばいいのかを真剣に考えていく時期にきた，その点では水道基盤の強化の中では，いろいろな手法があると考えてございます。

山田委員

いろいろなことがあるということでした。非常に重要な答弁だと思いますので，しっかり私自身もしんしゃくしていきたいと思えます。

それから，広域連携の問題では国の基本方針に基づいて県が計画を立てて，市町村を含めて広域化の推進に努めなければならないとしている点。やはり上からの広域化の押し付けではないかということで，私自身は広域化が全て駄目とは思ってません。しかし市町村から出た広域化なのかという点が1点。それから政府も県も従来言われてます人口減少に伴う水需要の減少，水道施設の老朽化，人材不足など，これ質問できませんでしたが，現在直面する課題を挙げて広域化が経営改善だという議論してます。

しかし，なぜ水道にそんな問題が生じたのか。水道施設の計画は自治体が地域の条件に応じて作って，国は必要な財政的，技術的支援を行うというのが水道法に明記された方向であったがこれをしてこなかった。ここに問題が今出てきているのではないか。しかし出てきたからといって財政支援を強化するのではなくコンセッションだ，広域化だというのは本当に理屈に合うのか。

大きい都市の問題だと先ほど言われました。しかし，ホームページですぐ見られる問題ですが，岩手県では雫石町という小さい所でも仙台の業者と水道事業者でトラブルは起こっている。実際給水ストップという状況までなり，今ももめていると岩手日報が報道してます。そういう状況があるわけですから，やはりこの点もしっかり見つめる必要があると思うんですね。そのへんで私が言うのは，国からの財政支援をしてこなかったことがこういういろいろなことにつながっているのではないか。また，市町村への広域化を提示したというが，国から言われて上から示したものではないかという懸念については，どうお

考えですか。

久米安全衛生課長

水道法改正に絡みまして広域化について上からの押し付けではないかというような御懸念、それからそもそも水道事業体が抱える問題を先送りしてきたその付けが今あるのではないか。そして、それが国の財政支援がなかったからではないかという御指摘でございます。

まず上からということでございますが、そもそもこれまで水道事業のあり方研究会を6回ほど開催してございますが、その中で各事業体が抱えてます委員御指摘のような人口減少による料金の減、老朽化の問題、耐震化の問題とそれぞれ各市町村、水道事業体においてその問題は認識してございます。それから広域化がそれに対して有効な方策の一つであって、広域化の必要性は十分感じておるといふ御意見は頂いてございます。今後、それぞれ膝を突き合わせて各事業体とともに、どういった広域連携の在り方がいいのか、どういった所から始めていくのかといったことも含めまして、広域連携それから広域化に向けてその各市町村と3ブロックに分けて検討していくということを提案させていただいてございます。ということで必ずしもその上から押さえつけてやってきたということではないと私どもは理解してございます。

それから国の財政支援がなかったのではないかとということでございますが、そもそも水道事業は料金収入によって成り立つ、それが原則でございます。運営や施設の更新につきましても、水道料金をもって充てるといふのが原則でございます。それをなかなか水道料金を上げられないという状況があって、確かに徳島県の水道料金は低廉でございます。全国平均から比べても安うございます。それは逆に言いますと、その分水道の老朽化の対策や耐震化ができてなかったということに反映しているわけでございます。適正な料金に設定する必要があるのではないかとということがまず1点。

それから国の財政支援につきましては、私どもその様々な国の補助金制度がございます。水道老朽管の更新でありますとか、広域化に伴う施設の更新につきまして交付金、補助金が付きます。これにつきましては、そういった制度を活用できますように、なおかつそれが活用しやすいように補助率のアップや採択要件の緩和でありますとか、そういった部分につきましては毎年国にも提言している状況でございます。

山田委員

私は国が何もしてないと言うつもりは全くなくって、しかし、必要な財政的・技術的支援が行われてきたかというのは検証に十分値する。国会でも、そのへんが議論になってましたが、それはそれとして。

最後に確認で、今久米安全衛生課長から答弁いただきましたが、民営化を進めるかどうかは市町村の判断に当然委ねられると。無駄を省いて自然の水系水源を生かした、地域の実状に即した計画を作って必要な更新計画と財政計画を立案することで、市町村が自らの水道を守るということについては、いろいろな議論はあるが、もちろん広域化も一つの方法ですが、改正水道法の下でもそういう道は残されてるといふ理解で良いのか。県もそういうスタンスかということについて確認をしておきたいと思っております。

久米安全衛生課長

コンセッションあるいは官民連携，それから広域化について市町村が独自に判断していくものという認識は，私どもそのとおりでと考えてございます。ただ，それぞれ各事業体はその水道料金の設定でありますとか，自分の所の施設の老朽化，耐震化の状況を踏まえ，それから災害時の危機管理対応も踏まえて，単独の事業体でやっていけるのかどうか。50年100年先を見据えて，各市町村が真剣に考えて，それを住民に周知し理解して，議会にも周知して，そういった手続をされた上で市町村がなおかつ広域化ではなく独自にやっていくのだというのであれば，それは市町村がやればよいと思えますが，私どもとしては単独ではなかなかやっていけないのではないかと，真剣に今，考えるべきではないかと。その中の一つが広域化で，その広域化を進めていきませんかと私たちは提案してるということでございます。

庄野委員

私も水道ビジョンについてお聞きしたいんですが，大方議論の中で出てきましたので，このおいしい水を，いつでもどこでもいつまでもというのは当たり前のございまして，人間が生きていく上で，一番のライフラインですのでいろいろ心配されておりますが，これが出てきてから水道法が改正されて，コンセッション方式とかいうのも出てきて，緊急的とか余りにも突発的にできたなど少し私も違和感を覚えています。様々な方々が本当にどの地域でも安定的にこの状況で水が供給をされるのかどうかは，不安を覚えていると思います。

県もこの中にも，技術力の継承というのがあるのですが，いろいろな意味で自治体がいれば，コンセッション方式みたいに権利は持っているが民間に委託するということが，20年も30年もたって返されても，例えば専門家がきちんと水を供給できるだけの技術力を継承できるのかどうか。いろいろな問題があるのですが，ここの技術力の継承の長期的な視点に立った専門職員の育成確保というのは，県の職員で今後これを確保するということなんでしょうか。

久米安全衛生課長

水道ビジョンにおきます技術力の維持確保という点での御質問でございます。

各市町村水道事業体に職員が285名います。そのうち技術職員が140名ぐらいです。その内のほとんどの90名が徳島市の職員です。ということは，他の事業体でいいますと水道職員あるいは事務職員がどんどん減少して行って少ない，その中で技術力の伝承が非常に困難になってきてるのはないかと。10年20年30年先を考えると，技術力の継承はどうかという問題でございますが，小規模な市町村におきましては技術者がいない市町村もございます。なおかつ他の業務と兼務で水道の業務をやっているというようなところで，非常にその技術力も含めまして，その職員の確保というのが非常に課題であると県としては認識してございます。これからの継承，その技術力の確保というのを県がやっていくのかという御質問でございますが，これは飽くまでも水道事業体が，それぞれ技術職員それから担当の職員を各事業体で確保していくものと考えてございます。

庄野委員

今でさえ、なかなか確保できてないのに、今後専門職員の育成確保をしていくというのはどうしていくのか。これには、やはり県が水道ビジョンを出しているのだから、県の職員の中でも水道に特に思いを持ったと言うか、技術を持った、能力を持った方が、東部、南部、西部と発展的広域化を検討するということもありますが、そうしたところに行って、県の方々も勉強して技術力を継承するのかなということも思ったりします。

多くの野党は、この水道法の改正には反対していますが、確かに、もし大きな自治体で民間に任せて、例えば、災害時も懸念されてますし、それから経営がうまくいかなくなって、もう一度お願いしますといったときに、大きな自治体だったら技術者がおるかもしれませんが、徳島県だったら徳島市、あとは小さい水道事業体ばかりで、民ということになってくると、放り出されても再開するのに非常に時間が掛かるような場合は困ると思うのです。非常にこの水道のことについては、そこに住んでいる住民にとって、朝からずっと言われてますが、命の問題ですので、これについては、県として今回改正された法律の中身も含めて、いろいろな問題点があると思います。そういう中で問題点も整理をしながら、やはり問題点を県としても、もの言うというかそんなことも必要だと思っております。また、この新聞の報道中にも来年1月召集の通常国会でも、野党は追及する構えを見せているということで、このコンセッション方式の部分の廃止する法案も視野に入れているということもあります。岩丸委員が朝も心配されてましたが、こういう形で突き進んでいって、朝日新聞の記事ですが、世界的な再公営化の流れの中であえて民営化に道を開く法案だと、海外での契約を失った水メジャーの穴埋めのためではないかという懸念の言葉も載っております。これについては私も非常に不安感を持っております。徳島県の状況がそんな民営化できるような状況ではないとおっしゃいましたが、私もそう思いますが、いろいろな市町村の意見も聞きながら、県としても国に対しても言うべきことは、まとめて言っていたきたいということをおっしゃいます。

久米安全衛生課長

水道法改正に係りまして、コンセッション方式の導入に関しての懸念でありますとか、コンセッション方式後の再度公営化された場合に技術力が確保できていないのではないかというような趣旨の御質問だったかと存じます。

先ほどからお話ししてございますように、やはり技術力の継承については事業体でやっていく、それを県としてはバックアップしてまいります。その技術力の確保あるいはその水道基盤の強化につきましては、私どもとしては広域化が有効であると考えてございます。

それは、技術力の確保で言うとスケールメリットを生かして、小さな所も含めまして、人の融通ができる、技術力の確保が融通ができるということで、その技術力の確保につきましても、広域化というのは一つの有効な方策だという考えで進めてございます。国に対していろいろなことを言っていくということもございしますが、それは政策提言でありますとか、いろいろな形でもって、言うべきことは言っていきたいと考えてございます。

岸本委員

事前委員会のときに付託委員会までに調査してくださいと言ったことについてお尋ねしたい。

東日本大震災から8年たって、その間の補正予算を含めると2,100億円が防災減災で使われてる。そして、最大想定で3万1,300人がお亡くなりになると。8年を過ぎまして今どうなってるのか、そしてどういう分析を常にされてきたのかということについてまずお答えいただけますか。

北村とくしまゼロ作戦課長

東日本大震災から8年の県の取組についてはどうなのかということで、御質問を頂いております。

県におきましては東日本大震災以降、平成24年3月に震災時の死者ゼロを目指すことを基本理念とした、「とくしまゼロ作戦」地震対策行動計画を策定いたしました。また平成27年3月には、県土強靱化を推進するため国土強靱化地域計画を全国に先駆けて策定いたしまして、これまで減災対策に取り組んできたところでございます。

先ほどおっしゃっていただいた3万1,300人をどれくらい検証したのかということをございますが、3万1,300人というのは揺れによる死者、津波による死者そういうものをカウントしておりますが、非常に津波の死者が多くなっております。

そこで県といたしましては、その対策としまして、例えば揺れの対策でしたら木造住宅の耐震化ですとか、津波に関しましては即避難というのが非常に重要でございますので、防災の講座や啓発、また市町村におきましては、津波避難訓練も行っております。

また、即避難に際しましては、住民の方々にいち早く情報伝達しなければならないということがございますので、例えば県独自で言いますと、すだちくんメールの運用、あと携帯電話会社と連携いたしました緊急速報メール、会社によってはエリアメールと申しておりますそういったものの活用。また国のシステムでございますJアラートによる情報伝達、また民間のメディアやネット事業者の方に配信いたしますLアラートを活用いたしまして、緊急地震速報ですとか津波警報、避難情報などの配信を行いまして、情報の複線化により住民の皆様がいち早い避難につながるように努めてきたところでございます。

また、津波避難に関しましては、避難場所が重要でございますので、これまで市町村におきまして、津波避難タワーですとか高速道路の法面を活用した津波避難場所、また津波避難ビルの指定など、徳島県におきましても、とくしまゼロ作戦緊急対策事業によりまして、市町村が行う避難路、避難場所の支援というのも行ってきたところでございます。

指定緊急避難場所といたしましては、東日本大震災が起こった直後の平成23年4月の265か所から、平成30年8月でございますが1,044か所と増えてきたところでございまして、それで死者数にどれだけ効果があったのかということは、非常に算定も難しいところでございます。また、死者というのは一つの要因ではなくて複合的な要因で発生するということも考えられますので、一つの取組でどうこうというお話でもないのかなと考えておりまして、死者数の軽減というのは算定しにくいと考えております。ただこれらの取組を進めることによりまして、一定の効果というのはあったのではないかと考えております。

岸本委員

今、人的被害の被害軽減効果ということで説明を頂きましたが、県が平成25年に出したこの資料によりますと、耐震化率が100%になると3万1,300人が2万700人になると、1万人の方が耐震化率100%で助かる。そして今即避難ということでは言われましたが、即避難をしますと更に1万4,000人ぐらいの方が助かる。亡くなる方が6,400人ということで、耐震化や即避難の警告ということで進めているということからすれば、理論的にこのパーセントを掛け合わせれば、理論値として何人ぐらいになったということが分かるのではないですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

死者数の数値について理論的に分かるのではないかという御質問でございます。

人的被害の計算で耐震化率100%、即避難率100%というところまで出てきておるところでございますが、まず耐震化率につきましては、現在の数値が出ておりませんので、すぐにお示しできない状況でございます。即避難率にいたしましても、今年、津波の意識調査、津波地震意識調査というのをを行うのですが、そこで調査するという事になっておりました、すぐに出ないということでございます。

国のほうでも、平成24年だったかと思うのですが、被害と同じような被害想定も出しておるのですが、現在その被害定の見直しを行っておりませんので、その国の最新の知見ですとか、そういったことも含めまして、今後研究していきたいと考えてございます。

岸本委員

北村とくしまゼロ作戦課長も考えてばかりで、なかなか答えにくい質問しておるのかも分かりませんが、死者ゼロを目指してということですから、その死者ゼロをいつになったらできるのかと。今8年、毎回ですよ、防災減災ということやってきて何人になるか、耐震化率もどれくらい進んでるか分からん。当時からすれば100%とは言いませんが、耐震化率が進んだ分、掛け算すれば理論数値は出ますわね。いろいろなことがありますから、全くそうかということではないとは認識しますが、即避難にしても、当初はすだちくんメール、それからJアラートということいろいろ取り組んでますので、すぐに避難できる体制ができたと言うてますが、いやこれも実態調査ではよく分からないということになれば、何のための対策を組んでいってるのか、厳しく言わざるを得ない。もう8年、やがて12年になりますよ、どうなっているのか分からん。この死者ゼロにするというのは、大体めどはいつ頃に持たれとんでしょうかね、危機管理部は。

北村とくしまゼロ作戦課長

死者ゼロはいつ達成されるのかという御質問だと思います。

先ほど申しました国土強靱化地域計画や「とくしまゼロ作戦」地震対策行動計画に位置付けられた取組につきまして、計画的に取り組んでいるところでございます。

「とくしまゼロ作戦」地震対策行動計画につきましては、岸本委員もおっしゃっていただきましたように震災時の死者ゼロを目指すことを基本理念にして策定されております。住宅の耐震化、早期避難ですとか、県民の皆様の自助による取組も含まれておまして、

県といたしましては、取組というのでも続けていきますとともに、県民の皆様に対して例えば、住宅耐震化の制度の周知や啓発を一層進めることにも力を入れまして、県民皆様の自助力の向上も含めまして、計画の推進に全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。

岸本委員

皆さん御存じだと思いますが、耐震化率が100%、避難率が100%、即避難率が100。皆さんに即案内ができたら100%。それから避難場所が500メートル以内であれば94%の方が助かる。3万1,300人という想定が2,100人にまで下がるということまで分かっておって、これまでの取組がどうであるということをつかまないとはいけません。どうですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

被害の軽減効果というのをつかまなければいけないという御質問でございますが、県といたしましては、当然そういう実態把握、そういうものも必要になってくるかと思いますが、まずはこれまでの取組を続けるなり、一層発展させることによって少しでも目標に近づける、目標を達成するということによりまして、死者ゼロに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

岸本委員

津波が一番多いとおっしゃられてましたが、津波で2万6,900の方が亡くなると、その方が耐震化をすれば、100%になれば2万人に減る。そして即避難すれば6,000人に減るとしておるわけです。避難場所を整えれば、それは1,600人になるとなっていますが、市町と連動しながらやってると思うのですが、その市町の避難場所の整備や避難経路の確保や、そのへんの状況というのは100%とすればどんな状況なんですか。

須見委員長

小休します。（13時52分）

須見委員長

再開いたします。（13時53分）

北村とくしまゼロ作戦課長

津波避難場所についてでございますが、現在指定されております津波の指定避難場所が全部で1,044か所ございます。現在そのトータルでございますが、被害想定で津波一時避難者が冬の深夜で35万9,600人ございまして、それを上回る避難場所を沿岸の10市町で確保できている状況でございます。

岸本委員

そこに津波が来る前にたどり着けば、収容できる避難場所を確保しているということではないのですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

市町ごとの津波避難場所の収容可能人数と県の想定での数字で言いますと、それぞれ収容できるということになってございます。

岸本委員

それでは、耐震化と即避難ができれば、津波によってお亡くなりになる方というのは、理論上はないという理解でよろしいのですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

理論上津波即避難ができれば逃げられる、避難できるのかということでもよろしいでしょうか。そのことに関しましては、数字上はそのようになってございますが、現地の状況によりまして、例えば避難場所がちょっと離れているとかそういった状況で避難が困難という地域もあろうかと考えております。

岸本委員

そのへんの数値というのは把握されてますか。例えばもうすぐ来るのに遠すぎるとか。逃げられたら大丈夫ですけど、遠すぎるとか結局は避難場所にならないですよね。そうした所が幾らあるとかいうのはつかめとんですか。

須見委員長

小休します。（13時56分）

須見委員長

再開します。（13時57分）

北村とくしまゼロ作戦課長

市町村によって詳しい箇所が分かっている所と分かってない所がございしますが、地区としては把握してございます。

岸本委員

分かりました。それでは、先ほどもちょっと聞きましたが、今まで8年間振り返って、課題や、どうしたところに気をつけて、今後についてどのへんを強化してやっていくのかということについてはどうでしょうか。

北村とくしまゼロ作戦課長

どのへんを今後強化していけばというところでもございますが、まず今申しました津波の関係でいいますと、やはり耐震化も含めまして即避難ですとか引き続き津波避難場所の整備も進めてまいりたいと考えております。また、東日本大震災以降、熊本地震ですとか今年でいいますと大阪府北部地震、北海道胆振東部地震もありました。

災害がある都度、以前から課題だった部分もあったかと思うのですが、それが改めて浮き彫りになったり、新たに浮き彫りになったという課題もあるかと思います。県といたしましては熊本地震以降、今までは「とくしまゼロ作戦」地震対策行動計画の前期の計画では、即避難を重点においてやってきた部分もあったのですが、今進めておりますのが、避難場所のQOLの向上ですとか災害時のトイレ対策ですとか支援物資の物流体制の確保、あと災証明書が遅かったということがあるので、その早期の交付ということで住民の皆様の復興復旧に、早期の供給に進めていけたらと。

あと大阪北部地震でいいますとブロック塀の倒壊といったことがありましたので、ブロック塀対策ですとか、平成30年7月豪雨でしたら受援体制の強化という課題も出てきましたし、住民の避難行動の在り方という課題もございました。北海道胆振東部地震では、大規模停電や大規模都市災害というものが起こったところでございます。

県といたしましては、こういう新しい課題も含めまして、これまで助かる命を助けるという言い方をしていたのですが、それから助かった命を救うということも含めまして、引き続き複合的と言いますか、合わせて事業を進めてまいりたいと考えております。

岸本委員

大阪北部地震のブロック塀の関係、そうしたことも東日本大震災のときもありましたし、高台へ避難ということから全ての対策を打たなきゃいけないぐらい東日本大震災が大きかったものですから、新たな災害が出てそんなことが起こってそれに対応、こっちでちょっと対応ということではなくて、抜本的に対策をしていただきたいと思うのですが、この南海トラフ巨大地震で直接的な揺れ、それから津波、火災というこれで想定が出されてますが、そちらの対策についていえばある程度終わったという理解でしょうかね。我々ちょっともう分からんのですよ。どれくらい軽減されて、どれくらい対策できているのか。実際にゼロにですと、何が起こるか分かりませんからね。ただ理論上は対策できてるということであるなら、次のステップに進めばいいし、そのへんはどのようにお考えですか。

北村とくしまゼロ作戦課長

木造耐震化や即避難、そういったところで、まだそこまでいっていないという質問でございますが、県といたしましては、できるだけ早期にそういった目標に近づけるよう今後とも取り組んでまいりたいと思います。

岸本委員

たまたまですね、平成31年度に向けた危機管理部の施策の基本方針というのがありまして、これを見ると、大規模災害からの創造的な復旧・復興、これは後の対策になってますよね、基本方針が。これは、坂東危機管理政策課長どういうことでしょうか。もう先ほどの事前対策は終わりましたと、あと新たな課題へ向かうんですか。転換期なんですかね、これが基本方針になってますがこのへんはどうですか。

坂東危機管理政策課長

平成31年度の危機管理部の基本方針についての御質問でございます。

こちらに書いております大規模災害からの創造的な復旧・復興，その中で事前防災・減災の加速，復興プロセスの可視化等書かせていただいておりますが，先ほど北村とくしまゼロ作戦課長から申し上げましたとおり，この死者ゼロに向けての課題というものは，全てが現時点で解決しているものではないと我々も認識しておりますが，一定の成果はあったと認識しております。平成31年度に向けての中で，事前防災・減災の加速というものにつきましては今までやってきておるもの，いわゆる防災・減災，これは方向としては同じものではあるのですが，これまでのものが新たな切り口，例えばそれが復興につながるものであり，復興につながるものというのがそのまま即切り離されているのではなくて事前対策，それから応急対策，そして，その後の復興対策というものは一連のものとして考えております。

その中で切り口，住民の方への見せ方として説明の仕方として，事前復興という考え方でもって，例えば最近ですと高台移転というものもあります，その高台移転をするという形で災害が防げる。そもそもその被災をしないと，津波に関して言うと，避難というものは，その浸水域の中であれば避難という形になりますが，高台に移転をしてそこで暮らすという形になれば，それは避難というものがなくなると言えます。違う切り口の防災対策ということになります。

ですから直接的な自然現象としての津波であったり，揺れであったりというものを防ぐということについて，まず応急対策として，我々8年間の内の前半は取り組んでまいりましたが，その違う切り口の構造的なものについても，これから取り組んでいく中で，防災についてはその特効薬というものがやはりありませんので，その特効薬がない中で地道にやっていくもの，それから構造的な改革の中で新たに組み入れるもの，そうしたものを組み合わせると，平成31年度については創造的な復旧・復興という形でまとめさせていただいております。是非，御理解よろしくお願いいたします。

岸本委員

個人が高台へ移転するということは震災直後も言われておりましたし，これから，そちらに移っていくのかどうか分かりませんが，今日はもう無理だと思いますが，そう方針転換をしましたというのであるなら，この被害想定，これ理論数値でいいですから何人になりましたと示していただきたい。もちろんまだゼロにはなっていないという話ですからね。ただし3万1,300人が5,000人になってますと，今後はこっちに方針転換しますと示していただかないと何人になってるのか分からず，こういう施策の変更というのではないのでしょうか，全てがつながってはいると思うんですけどね。これを見ますと基本方針といった中に事後の対策が強化されていると見受けられますので，是非示していただきたい。

予算を決めるには，2月議会ということになるのか分かりませんが，理論数値で結構です。ここに何パーセントは助かると書いてますから，耐震化はなんぼ進んだからこれで何パーセント掛ける何パーセントと。もちろんまだ人口も減ってるでしょうし，そうしたことも計算上掛け合わせてできると思いますので，どれだけ軽減されたのでこういう方針になりましたと言っていないと，この基本方針が何を基になされているのか少し疑問を感じますので，今度は何か月かありますから，きっちりと理論上出していただきたいと

思います。

長尾委員

今日説明をしていただいた、資料2の南海トラフ沿いの異常な現象への防災対策方針（案）概要についてという中で、国の会議を受けて、今日地元紙にもこの中にある、私も不勉強なのかこの半割れ、一部割れ、ゆっくりすべりというのは前に説明があったのか、今回新しくできた言葉なのか、どういうことなのかなと思ってるわけです。それで、今日の地元紙にもこの半割れということについての住民の声みたいなものが載っておって、これ混乱するのかなという気もしているわけですが、この臨時情報を活用することにより、事前避難などの被害を軽減しと太字で書いてあるのですが、これ徳島県政から見れば今の飯泉知事になって、この南海トラフ巨大地震の備えが喫緊の課題だということで、これまで関係者の皆さんが大変な御苦勞をして、県下各地で避難訓練だとか、いろいろな取組をしてきているわけだが、今回この国の会議を受けて、まず、この半割れ、一部割れ、ゆっくりすべりというのは、県民にどう分かりやすく説明するのか。

それともう一つは、臨時情報発表時というのは、今までのNHKをはじめとしたマスメディアなどが臨時情報について報道する場合、今までと違う情報になるのか、どこがどう違うのか分かってたら教えてもらいたい。つまり今回半割れがありましたのでこうしてくださいとか、一部割れだからこうだということになるのかね。今までとどこが違うのか、これを教えていただきたい。

北村とくしまゼロ作戦課長

半割れ、一部割れなど県民にどのように答えるのかという御質問を頂いております。

まず、こちらで使われております半割れ、一部割れ、ゆっくりすべりの説明をさせていただきます。まず半割れでございますが、南海トラフの震源域というのは東海から日向灘まででございますが、そちらの例えば東側ないしは西側で大規模地震、マグニチュード8クラスとしておりますが、発生した場合を想定したものを半割れということでございます。続きまして一部割れでございますが、同じく南海トラフ沿いでマグニチュード8に比べますと、一回り小さいマグニチュード7クラスの地震が発生した場合を想定いたしております。ゆっくりすべりでございますが、これまで東海地震が予知できるという形で観測はしておったようですが、東海地震の判定される基準というのがあったようでございますが、そういう基準とされるプレートの境界面のすべりとか、あとこれまで観測されたことがないような大きなゆっくりすべりというものが見られた場合を想定して区分けをしてございます。

それと情報はどんな形で出るのかという御質問ですが、これまでは、例えば地震が起こってから津波警報、大津波警報や注意報といった形で出ておりましたが、国の臨時情報は幾つかございまして、これに当たるような事象が起きた際、国が調査に入るわけです。国が調査に入りますという情報をまず臨時情報という形で出して、今言われておるのは、地震が起こった約30分後と言われております。また、調査の結果、南海トラフ地震の発生の可能性が相対的に高まったと判断された場合、2時間後にそれぞれのケースに分けて国民の皆様に注意なり警戒を促す情報を流すと、それは南海トラフの臨時情報という形で流

すとお伺いをしております。

長尾委員

テレビの横に流れるものは、そんなに詳しいものが出ないだろうが、要はどこそこ沖に地震が起きてマグニチュードは幾らでだからどうだと、こういうぐらいしか今のような説明はまず一般住民に分かりづらい。今後表現の仕方で臨時情報は考えられるのだろうが、例えば、避難所環境の向上とかいうのがあったりするが、一週間ぐらい避難期間とあるのだが、今回の新たな防災対応方針というのは、従来の避難場所、避難の容量、水食料や備蓄だとか、市町村が今構えているそういったことにも変化が生じるということなんじゃないかな。

北村とくしまゼロ作戦課長

市町村の避難での対応、それに変化が生じるのかという御質問だったかと思います。

これまでは災害が発生しまして、それから避難所を開設して、当然備蓄しているものとかあると思いますが、そういった形で備蓄している食料とかそういったものをお出ししていくという形になるかと思うのですが、今回のケースでは、まず半割れのケースで大きな地震が発生したと仮定をしますと、恐らく徳島県でも津波警報というものが発令されるかと思います。そのときは普通の対応で皆様逃げていただくのですが、いずれ津波警報などが解除されるかと思います。ただその臨時情報が出てる場合には、こちらの県の方針また国の方針もそうですが、避難を促す方に対しては1週間程度の避難ということで表させていただいております。違いというのが片や震災が起こって本県に被害があったという場合は、社会的に混乱している状況ということで、今回のケースで言いますと警報が出て解除された後は、国のことを申しましたら、企業活動とかそういった所が動いている状況ということでございます。

先ほどおっしゃっていただきました備蓄の関係で、こちらの指針では避難先につきましては、国も一緒なんですけど、安全な親類知人宅とかがございましたらそちらに避難していただいて、もしそういうのが難しい場合は、市町村が開設した避難所に行ってくださいということになるかと思います。

あと市町村に経費が発生するようになりますが、通常の被害を受けていない状態、臨時情報が出てるだけということをお仮定しますと、経済活動は行われているということで、御自分でも食料の調達は恐らく可能な状況もあるかと思うのですが、避難所の運営に関しては市町村にコストが掛かってくるかと思いますが、そちらに対しては国に要望を行ったり、また、国が今回対応方針というのを出した後、市町村などが対応の目安となるガイドラインを作ることにしておりますので、そちらのほうで方針が示されることも考えられます。いずれにいたしましても、県といたしましては市町村と連携いたしまして対応について検討してまいりたいと考えております。

長尾委員

坂東危機管理政策課長にお聞きしたいのだけど、要は市町村は備蓄だとか、そういう面で今回の出たことによって新たに今以上にしないといけないのかどうかということなん

で、それ分かりやすく言ってくれる。

坂東危機管理政策課長

今回の臨時情報によってその避難の在り方というものが、これまでと変わるのかどうかという御質問だと思います。

臨時情報に基づく避難というのは、今までですと避難というものは、北村とくしまゼロ作戦課長からも説明がありましたように発災してから避難というものがあって、そこから生じるということなんです。今回は、災害を避けるためのそれも避難ですが、その場合にここで言うておりますのは、例えば3日とか1週間とかありますが、1週間と考えた場合には、これまでのその備蓄というものについてもある意味方針を見直す必要があるのではないかと。ただし、その場合に丸々1週間の物を備蓄をする必要があるのか、まだ経済活動そのものが止まっているわけではありませんで流通備蓄で賄うのか。そうしたものは、それぞれ立地によって状況が変わってくると思いますが、少なくともその1週間というものが、これまでの生活の本拠と違う所で暮らすことになる。それを想定した場合に必要な在り方というものについては、新たにそれぞれの地域でお考えを頂く必要があると考えております。

長尾委員

よく分かりました。いずれにしてもこれは新しい考え方なんでしょうから、各市町村また住民の皆さんが安心してどう対応すればいいかということ、県としてもしっかりと説明なり調整をお願いしておきたいと思っております。

最後に、今日先ほども水の議論があったのですが、昨日ニュースでも周防大島で船によって水道管がやられて、もう1か月も水がない。あれは多分周防大橋がない時代は、どうしたのか知らないが住民は生活してたんだから、もう橋の水道管に頼ってそれがやられたらアウトだと。そういう意味では本当に危機管理というのは非常に大事で、いろいろなことを考えておかないといけない教訓になったと思うのですが、実は私がお聞きをしたいのは、東日本大震災時にまだ記憶に新しいのだが、停電やいろいろなことが起きて、車が復旧するまでの間、ガソリン車がガソリンスタンドにずらっと並んで、全く渋滞というか日常生活ができない状態になる。そのときにいわゆる救急車、緊急車、復旧車両そういったのが当然必要なわけだが、そのときにガソリン車がアウトだけれどもタクシーは走り回っていた。タクシーは何で走り回っていたかというとならなくてLPガスで走っているから。それが結構、会社やいろいろな市内に拠点があって、それが高齢者の方やそういう大事な医療にも送迎できるものとして大事なもんだ。こういう指摘がある中で、この災害時の救援に活躍する、ガソリンだけでなく多様な燃料、さっき水素自動車の話があって、それは環境の面で非常に良いと思うのだが補給する所がない、だから進まない。また県は電気自動車を導入したというのもあるが、東日本大震災からの反省と言うと、このバイフューエル車というLPガスでもガソリンでも走れるという車がある。これがその東日本大震災時もバイフューエル車という両刀使いの車が元気に走り回ったということから、私はやはり緊急車両、救急車、復旧車両そういう車は、全部ガソリン車でなくて、その中にいざというときに多様な燃料を使える、そういう車を公的機関は配置す

べきだと。既に神奈川県がそういうことも導入しているという事例もありますし、そういう意味でまずお聞きしたいのは、県内の公的機関の救急車、消防車そういった中で、こういうガソリン車だけじゃなくて、LPガスなんかが利用できるような車があるのか教えていただきたい。

佐藤消防保安課長

災害に強いといいますか、ガソリン以外のそういった緊急車両があるかという話でございます。

正直申しまして今県内で通常使いをしている救急車や消防車ということになりますと、やはり従来どおりガソリン車や軽油ということで、今、長尾委員からお話がありました、バイフューエル車の導入というのはまだ進んでいないというのが状況でございます。

長尾委員

そこで、ないのであれば、今後さっきの問題ではないが、いざという緊急、救急そして復旧、そういったときの車両にやはり公的な機関、県とかそういった所に環境の面で水素自動車や電気自動車は入ってるが、こういった観点から私はやはりどちらでもいける、切替えができるようなこういうバイフューエル車というのも今後の災害対応、新たな災害対応となるが、私は県としては検討すべきではないかと思うように思ってますね。

ここには消防担当もいるが、まずは消防、救急車、パトカーもそうだしね。そういうのがガソリンスタンドに並んで入れられません、入れるのも20リットルだけですなんてことでは本当にいざというときに役に立たないことになってしまうということから、そういうLPガス、ガソリン両方いけるようなバイフューエル車というのを検討すべきだと思いますがこの点についてはどうでしょうか。

佐藤消防保安課長

バイフューエル車のような車両の検討をという御指摘でございます。

確におっしゃるとおり、災害対応を考える場合、複線化や冗長性という観点は重要だと考えております。一方でコストという面も当然あるかと思えます。国においても、多分いろいろ検討もされているとは思いますが、今後、国の動向等も情報を収集しながらしっかりと研究してまいりたいと考えております。

長尾委員

国の動向というのはよく聞く言葉ですが、しかし国は全国を見るわけであって、このいわゆる今回出る南海トラフ沿いの異常な現象は、徳島県なんかはもう最たるもので、本当にいつ来ても不思議ではないという県が、日本海側、瀬戸内側と同じように国の動向を見てなんて悠長なこと言ってるようでは私はいかんと思うのです。

本県知事は、言うに南海トラフ巨大地震は喫緊の課題だと、攻めるんだとこう言ってるのに、国の動向を見てなんてことを言ってるようでは駄目だと私は思うんだね。少なくともv s 東京で消費者庁も引っ張ってこようなんてことを強気で言ってる本県が、国の動向を見てなんて悠長なこと言うからいかながなもんかと思えますが、部長か局長それどう。

森危機管理部副部長

バイフェル車の導入についての御質問でございます。

先ほど佐藤消防保安課長が申しましたように、当然この有効性というものは我々も認識してございます。一方でコスト面、通常使いの面もございまして、そのへんにつきましては当然国の動向も必要でございましょうし、長尾委員からお話しいただきました他府県の動向その面も含めて、早急に検討させていただけたらと思っております。ただ一方で繰り返しになりますが、救急車あるいは消防車等につきましては市町村が導入してございますので、そのへんの意見もしっかりと伺った上で、いろいろ研究、検討してまいりたいと考えてございます。

長尾委員

当然、市町村の意見を聞くのは当たり前であります。そういう中で、水陸両用車は徳島県の消防が入れたのだけ。ああいうのを率先してやってるわけで、だから市町村は特に財政がないのだからなかなかできないわけで、それを更に県が率先してやっていくということが非常に大事だと思うし、県の役割だ、市町村ができないことを県がやるんだと。国の動向を見ては、それは遅い。県が率先して南海トラフについて取り組んでいるんだということを、私はやはり県民の皆さんにも安心してもらえるようにやることは大事ではないかと。確かにコストの面はあろうかとは思いますが、やはり事は緊急を要する問題でありますから是非、そのあたり今後検討するというお話でありますから、できれば早期にこの導入を検討していただきたいと思っております。

それとともに、宮城県ではタクシーが走り回っていたが、今県もいろいろな団体とやってるが、徳島県タクシー協会との災害時の協定というのはやってるんでしょうか。

須見委員長

小休します。（14時29分）

須見委員長

再開します。（14時30分）

北村とくしまゼロ作戦課長

徳島県タクシー協会との協定について御質問を頂いております。

申し訳ございません、協定の資料が手元にございませんで、確認させていただけたらと思っております。

長尾委員

これは本当に東日本大震災という大変大きな災害で、この教訓を生かさなくてはいけないということからすれば、県は率先していろいろな各団体と協定を結んでこの南海トラフに備えているわけだが、今実際にもし、そういうことがあった場合に動けるのは、タクシー業界やそういう所との協定を結んで、いざというときに緊急搬送などいろいろなこと

ができるように、私は今から手を打っとくべきだと、このように思います。今分からないで、もしなければ早急に結ぶべきだと思いますが、この点についても確認しておきたいと思います。

北村とくしまゼロ作戦課長

災害時に徳島県タクシー協会がどういったことをしていただけるのか、そういったことも確認させていただきながら、またこちらも勉強させていただきまして、今後対応させていただきたいと思います。

山田委員

数分しか残ってないので端的に質問します。

実は、半割れの問題で先ほど議論がありました。今日の徳島新聞を見たら、今回の政府方針を受け地域の特性に配慮したよりきめ細かな方針を年内にも策定したいと書いてますが、ここの点についての具体的な取組等を御報告いただきたいのが1点。

そして、2点目にNHKが昨日ですかね、四国四県の高齢者施設を共同で調査した結果、事前避難を開始しない、できないと回答した人が40%余りを越えたと、非常にショッキングな中身で、先ほど岸本委員から死者ゼロということも出たわけですが、この点の認識と取組ですね。

それとの関係で3点目に質問したいのは、実は私、普通会計決算認定特別委員会で保健福祉部局ですが、この災害弱者を目指した福祉避難所の設置、これが残念ながら今県内はわずか6%。県下で6万5,000人が不足という状況になっています。すぐにギアチェンジしないといけない中身であるにもかかわらず、こういう状況が放置されてると思うのですが、もちろんこれは保健福祉部局との連携もいることで、お金をそれぞれ交互に出しながらやられているようですが、この3点について端的に御答弁ください。

北村とくしまゼロ作戦課長

臨時情報への対応について御質問いただいております。

高齢者施設の避難の関係で昨日NHKで放送されましたが、県で津波浸水想定を出しておりまして、その中で平成30年4月時点で、1センチメートル以上の浸水があるという施設は748施設あるとお伺いしております。それで津波災害警戒区域イエローゾーンというものに指定いたしますと、市町村の防災計画で避難促進施設というものの指定をしているところがございますが、そういった施設につきましては、避難確保計画を策定し防災訓練の実施というところが明記されておりまして、そういったところは確認してまいりたいと考えております。

年内の取組ということでございますが、県といたしましては、こちら今回お示しさせていただいております資料で想定する災害につきましては、津波、地震の揺れですとか避難のレベルは避難すべきか、望ましいか、警戒態勢を取るですとか、あと区域を3区域に分類したりですとか、そういったものをまとめまして、そういった地域特性に配慮した方針を年内にはまとめたいと考えております。

あと事前避難をしない40%の施設についてでございますが、先ほど申しました計画を策

定しているところだと思うのですが、多分、臨時情報の意味合いということも含めてのお話もあろうかと思えます。それはもう一般の県民の方も同様でして、私どもとしましてはこの臨時情報の活用の意味合いを周知させていただくとともに、今後出ます方針につきましても周知を図ってまいりたいと思えます。

福祉避難所につきましても新聞報道等で存じ上げておりますが、こちらにつきましても、保健福祉部と連携いたしまして進めてまいりたいと考えております。

須見委員長

時間なくなりました。

山田委員

いや、なくなったらごめん。もう質問はしませんが、今では分かったような分からんような話を長いことされて、坂東危機管理政策課長からもうまとめて、特に今言った3点。年内に新聞に書いていること以外何も進んでないがという点が1点と、やはり福祉避難所含め特に高齢者や障がい者の災害弱者の皆さんの対策をしっかりとやらないと死者ゼロにはならないわけですよ。そこらへんの取組を含めて端的にお答えください。

須見委員長

大分、時間超えてますのでもう端的に。

坂東危機管理政策課長

福祉避難所それから福祉施設における避難の在り方ということについて御質問いただいております。

こちらにつきましては県としての方針、今回の臨時情報の取扱いにつきましては方針を明確に出させていただくというのが1点ありますが、その上で福祉施設、災害弱者の方々への取組につきましては、これもなかなか地味というか地道な取組になろうかと思えますが、保健福祉部と連携をしながら、具体的な6%という数字が出ておりますが、これは量的な確保というものを物理的にやっていくしかありませんので、それについて連携を図りながらしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

庄野委員

私からは、資料5の徳島県動物愛護管理推進計画（素案）が出されました。私も9月議会で、犬猫の殺処分ゼロに目標を掲げるべきだと言いまして、9月23日に動物愛護のつどい、神山町の動物愛護管理センターに行きまして、きずなの里も見せてもらいました。本当に譲渡施設も良い施設が出来上がっておりまして、これからゼロに向けて頑張っていたきたいという質問をしたのですが、その後、ゼロに向けてこれを見ますと新たな動物愛護管理推進計画2019年から2028年までの分が出されてきております。

この中で、助けられる犬猫の殺処分ゼロに向けての取組ということで、2028年にはゼロ頭ということで目標を掲げていただきましてありがとうございます。ここの施策に1から5と書かれておりますが、本当に重要なことばかり掲げられていると思えます。終生飼養

等の飼い主責任の徹底，地域猫活動，飼い主のいない猫対策の推進でありますとか，不妊去勢手術の普及と飼い猫の屋内飼育の徹底等に書かれております。是非，県民の皆さん方に啓発活動，そして，小学生の皆さん方への動物愛護の思想の普及等前に向けて進めていっていただきたいという気持ちでございます。9月議会以降，ゼロを決定するまでの間のいろいろな会合での出来事や関係団体との話し合い等もあったと思うのですが，ゼロという目標を掲げた経緯や経過を報告いただきたいと思っております。

坂東動物愛護管理センター所長

徳島県動物愛護推進計画の策定の取組ということで御質問を頂きました。

まず，動物愛護管理推進計画におきましては，11月30日に動物愛護管理推進計画協議会を開きまして素案を協議いたしました。そこで今回のような素案ができたわけですが，この次期計画につきまして，この取組あるいは策定の経緯について御説明させていただきます。

徳島県動物愛護管理推進計画におきましては，動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づきまして，県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策の基本的方向性や中長期的な目標及び手段を取りまとめ，平成20年に施行します10か年計画，平成30年度には殺処分頭数を10分の1にすることを目標に掲げて施策に取り組んでまいりました。

本計画は国が定める基本指針に沿って定めることとなっております。現計画が本年度末で終了するということから，平成31年度の法改正に伴う新たな基本指針が示されるのに先立ちまして，基本指針に即するとともに現在の基本指針とともに譲渡交流拠点施設きずなの里を核といたしました施策等を見込んだ本県ならではの計画を策定するというように進めております。本計画は，2019年から2028年までの10年間とするということで記載しております。

主な内容といたしましては，県内で譲渡，販売される全ての犬猫にマイクロチップの装着，それと殺処分頭数の削減目標を助けられる犬猫の殺処分頭数ゼロにするということになっております。なお来年度基本指針が新たに出されたということになりますと，基本指針が出された際には必要な見直しを行いたいと思っております。

庄野委員

助けられる犬猫の殺処分数ということで，どうしても助けられない犬猫というのがあるわけですね。

坂東動物愛護管理センター所長

助けられる犬猫とはどういうものかという御質問だったとお伺いします。

助けられる犬猫とは，どういうものかについて御説明しますと，治療の見込みがない病気，それから攻撃性があるなど譲渡することが適切でないもの，これら以外の犬猫のことを指します。譲渡することが適切でない動物ということになりますと，治療の見込みがない負傷や重篤な病気，それから著しく苦痛を伴い治療の見込みがないけがや病気，それから重度の認知症，また公衆衛生上問題となる感染症に罹患し他の動物や人に対してまん延を防止するために殺処分が必要な動物，具体的にはパルボ感染症や猫の白血病などそう

いうものがあります。それから、再三人をかんだ経歴を持つ攻撃性のある動物、また闘犬や訓練された犬で人や動物に重大な危害を及ぼす恐れのある動物、こちらが譲渡することができない動物のことでそれ以外の動物があります。

その譲渡することが適切でない動物以外の動物が今まで殺処分された中にはあったということです。それはどのような動物かと言いますと、軽度の疾患それからけがや先天性の疾患、高齢であったりそれから大型であったり人に懐かないために譲渡の希望者が最終的に現れなかったということで処分された動物、それから施設の収容可能頭数の物理的制限によりまして飼養が困難となった動物、それともう一つは、ほ乳等の適切な飼養管理をすることができなかったということで幼齢の動物も処分されたものでした。

次期計画におきましては、着実に殺処分頭数を減らしていかなければならないということで、こちらのような助けられる犬猫、これらの殺処分頭数をゼロにするという目標で進めていくことを考えております。

庄野委員

よく分かりました。結局この398頭で2017年ですから、そしたら犬猫で873頭が平成29年度で殺処分されてますが、873頭から398頭引いた頭数がどうしても病気等で処分せざるを得なかったという犬猫ですね。

うなずいておりますので、そうだと思いますが398頭ということは、2017年現在では助けられる犬猫というのは本当にもっと減ってきているということなんで、これは是非、きずなの里も有効活用いただいて、重要なのはこの修正しようということの法律改正の中身の徹底を承知していて、家で子供ができて困ってるからといって、例えば保健所へ持って来たり市役所へ持って来たりすることはできませんよ、受け取れませんということを飼い主に伝えるということは、この新しい徳島県動物愛護管理推進計画の中の私は目玉だと思います。

この助けられる犬猫殺処分をゼロにするという、これは非常に全国的にも本当に追いつき追い越せではありませんが、本当にトップを走る目標だと思いますので、これにつきましては、かなり多くの方々の御協力は要ると思いますが、是非頑張ってください、そうした東みよし町の児童の訴えということで、目指せ犬猫殺処分ゼロと大きく徳島新聞でも取り上げられてましたが、犬とか猫によって非常に家庭内で子供さんが本当に良い方向に成長したり、犬猫によってきずなができた命の大切さというのを本当に知ったという方もおりますし、うちもそうですが、私の子供が小さい頃から犬がおり、非常に教育上助けられましたということもありますので、そうした取組を是非、大きく進めていっていただきたいということを申し上げて終わります。

須見委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第10号

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。（14時52分）